

新原の井戸水涸渇事件(5)

海軍炭鉱・国鉄炭鉱の遺跡群(22)

紛糾を重ねた鉱害補償でしたが、明治二十六年十一月、ようやく解決に向かいました。福岡県知事の次の提案を海軍省が承認したからです。

「乙第二一九六号

管下糟屋郡須恵村大字新原、井水涸渇ノ件ニ関スル条件ノ義ニ付、佐第一五八四号ノ八ヲ以テ御協議ノ趣、了承。右御来意ノ次第八御尤ニ存候間、説諭取計候処、条件第一項但書

ヲ削除スル代り、井土(井戸のこと)一ヶニ対スル見積価額式拾円五拾銭トアルヲ、式拾五円ニ改メ、右ニテ将来ノ関係ヲ絶ツ事ニ取計ヒ候条、可然御了知、速ニ結了候様、御取計相成度、此段及御回答候也。

明治廿六年十一月四日

福岡県知事岩崎小二郎 印

佐世保鎮守府

司令長官相浦紀道殿」

明治二十六年十一月二十一日には御指令案が海軍大臣の決裁を受けています。その「本案提出ノ理由」にはこうあります。

「新原村井水涸渇ノ件ハ、別紙関係書類中、新一二〇号ノ二三附属セル福岡鉱山監督署調査書ノ通りナルカ

故ニ、該被害村民ノ救済ヲ求ムルハ理ノ当ニ然ル可キモノナリト雖モ、其要求額総計金五千百四拾五円

ハ謂ハレナキ多額ナルニ付、旧第二局長ヨリ福岡県知事へ協議説諭ノ結果、別紙乙第九九二号ノ通り、凡金千百七拾五円ニテ承服スヘキ趣ニ有之、最早此上説諭ノ致方モ無之モノト認ムルヲ以テ、本案提出候也。

但、内訳書類出来ノ上ハ、第一予備金ノ支出ヲ仰カル可キ見込。」

この年、海軍炭鉱は桜原第三坑の開坑に着手していますので、妥協点を探っていたとも言えるようです。「廿六年度以降、採炭事業ノ計画現

今採掘中ノ第一鉱区ハ断層多ク、殊ニ図中ニ示ス処ノ朱点線D七【D Eカ】ノ如キハ一大断層ニシテ、第一・第二両鉱区ノ中間ニ横タハリ、此ノ断層以下ハ炭層非常ニ陥落シテ、採炭上困難ナルヲ以テ、之レヲ後掘トシ、其以上ヲ先掘トシテ採炭中ノ処、事業ノ進歩ニ随ヒ、坑内延長ノ為メ、空気ノ流通及運搬ニ至難ナルナリ。故ニ来年度ヨリハ図中字桜原Aノ場所ニ於テ旧坑ヲ浚掘スルトキハ、同坑ヨリモ採掘スルノ便ヲ得ルノミナラズ、漸々現今採掘中ナル坑口(別図B C)ニ連続シ、通風ノ便モ亦得ヘキナリ。然ルトキハ右桜原ト当所トノ中間ニアル新原村落ハ、石炭車ノ通行道路及置場等ニ必要ノ

場所ナルヲ以テ、該村落ノ為メ事業上ノ妨害トナリ、且亦地下ハ当坑内ト連続スルモノナレバ、村民ノ苦情等モ到底免レスシテ、将来事業上大ニ関係ヲ及ホスナリ。故ニ新原ノ宅地及家屋共購買スル方、経済上得策ナルヲ信ズ。」として、新原採炭所長は地所七千坪、家屋二十四戸の購入費用として計四千五百円を見積もっています(二十六年二月三日)。桜原開坑にあたり、村民との摩擦を避けようとしたわけですが、家屋の購入は実施されなかったものと思われまます。第一坑・第二坑(新原踏切付近)と桜原第三坑とが地下で連続しているというのは注目すべき記述です。

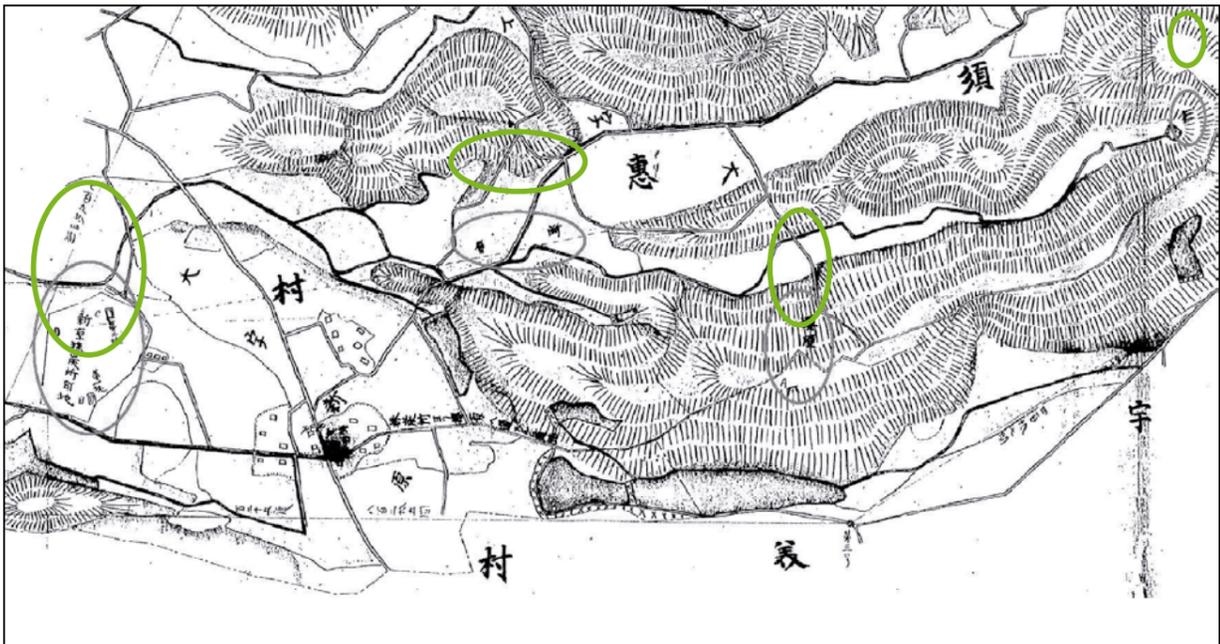


図 桜原第三坑坑口予定地(図中のA)【JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C06091024300 第49画像目、明治27年 公文備考 土地營造外国人巻15】
○の中、左より「新原採炭所用地、第一坑B、第二坑C、断層点線D」、「断層」、「桜原A」、「断層点線E」。